

道路資産(償却資産)の引継ぎ方法等 (減価償却累計額、残存価額等の取扱いについて)

1. 道路資産(償却資産)の引継ぎ方法

(1) 審議理由

施行法第15条第2項において公団から承継する資産の価額は、機構及び会社の成立の日現在における時価を基準として評価することとなっている。

その会計上の考え方として採用したフレッシュ・スタート法および独立行政法人会計基準Q & A 26 - 6(特殊法人等から承継する償却資産の会計処理について)との関係において、減価償却累計額、残存価額、耐用年数の取扱いを検討する必要がある。

(2) 事務局案

開始時の未償却残高を取得価額として開始貸借対照表に計上し、残存価額は当初再調達原価(減価償却前再調達原価)の10%(本四公団の長大橋はゼロ)、残存耐用年数は未経過年数とする。

当初再調達原価(減価償却前再調達原価)及びその減価償却累計額は附属明細書において開示する。

(3) 採用理由

骨子 . . . 3基本方針 にもあるように「可能な限り原価情報を重視する」としている。これは、高速道路が生活・産業面で不可欠な社会資本であり、民営化後の機構・会社の財務状況を広く国民に理解して頂くためである。したがって、道路資産については建設時からの耐用年数に基づいた期間配分計算を引き継ぐことがその基本方針に合致すると考えられる。そのため、附属明細書において、引き継ぎ時(開始時)の取得原価である償却後再調達原価に基づく取得価額及び償却累計額他に、当初再調達原価及び建設時からの減価償却累計額を開示することとする。

残存価額は、他の独立行政法人の例にならえば取得価額の10%ということになる。ただ、機構は存続期間があらかじめ定められているという点で他の独立行政法人とは異なり、また、道路資産は45年後に国に移管されることになるため、未償却残高の金額の重要性が高いといえる。

上述のように、建設時からの耐用年数に基づいた期間配分計算を引き継ぐことが基本方針に合致するものとしたことから、開始時において見積もった残存耐用年数及び残存価額という観点からではなく、当初建設時に遡っての物理的耐用年数という観点から耐用年数を設定したことを考慮し、物理的寿命の余裕を示すために残存価額については、当初再調達原価の10%とすることとした。